

働き方改革関連法セミナー実施中！

～12月10日は「同一労働同一賃金とキャリアアップ助成金」について～

令和3年12月10日



**リアル会場での説明会の様子
(当日はオンラインとの同時開催で、リアルタイム配信されました)**

令和3年4月から中小企業にもパートタイム・有期雇用労働法が適用され、令和3年4月1日より育児・介護休業法が順次適用、労働施策総合推進法（パワハラ対策）が企業規模に関わらず全面適用となるなど働き方に関する法律の改正が行われています。

茨城働き方改革推進支援センター（茨城労働局 委託事業）では「同一労働同一賃金」の実現や「ハラスメント対策」、「時間外労働労務管理」、「仕事と不妊治療の両立支援」等の法律や働き方改革を進めるための雇用管理に係るポイントについてセミナーを実施しており、令和3年12月は計6回を予定しております。

本セミナーでは「働き方改革」の全体像を踏まえ、各テーマの理解を深めることができるよう分かりやすい資料で説明し、セミナー後はリアル会場設置の際には社会保険労務士等の専門家による相談会を実施しています。オンライン開催においても質疑の時間を設けておりますので、疑問解消の一助としていただき是非ご参加ください！

- 「本セミナーに関する」の詳しい内容や申込票は[こちら](#)！
- 「茨城働き方改革推進支援センター」についてのご案内は[こちら](#)！

【お問い合わせ先】

＜茨城労働局 委託事業＞（茨城労働局雇用環境・均等室）
茨城働き方改革推進支援センター TEL:0120-971-728